

県有施設の木造化・木質化等に関する指針

平成15年11月15日 知事決裁

平成23年 2月23日 改正

平成31年 3月15日 改正

(目的)

第1 この指針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、国が定めた公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日 農林水産省、国土交通省告示第3号）に即して、法第8条第2項に掲げる必要な事項を定め、県有施設等における県産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、県民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この指針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「県有施設」とは、県が事業主体となり建築する公共建築物（法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- (2) 「建築」とは新築、増築及び改築をいう。
- (3) 「県施工土木工事」とは、県が事業主体となり施工する、道路、森林管理道、公園、河川及び下水道等に係る土木工事をいう。
- (4) 「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全て又は一部を木造とすることをいう。
- (5) 「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等に木材を用いることをいう。
- (6) 「県産木材」とは、原則として「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材をいう。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 県は、法第4条に規定する県の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する県有施設及び県施工土木工事における県産木材の利用に努める。

(県有施設における木材の利用の目標)

第4 県有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、地上2階建て以下かつ延べ床面積が3,000㎡以下の公共建築物及びこれに付属する工作物は、原則として木造化する。

なお、これ以外の施設であっても、木造化することを検討する。

(1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。

(2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。

(3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。

2 県有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表に掲げる部分について、可能な限り木造化・木質化を進める。

3 木造化及び木質化の実施にあたっては、原則として県産木材を使用する。

4 木造化・木質化の実施にあたっては、県内で一般に流通している製材品を最大限に使用するとともに、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木質耐火部材等の新たな木質部材（CLT等）の活用にも努めるものとする。

(県有施設の備品及び消耗品)

第5 県有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート、文具類等の消耗品には、県産木材を用いた製品の積極的な使用に努める。

(県有施設の暖房器具等)

第6 県有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマ

スを燃料とするものの導入に努める。

(県施工土木工事等の木材利用)

第7 県施工土木工事及び県有施設の外構工事においては、間伐材等の県産木材及び県産木材を用いた製品を積極的に使用する。

(市町村等への要請)

第8 県は、市町村、県関係公社及び公益法人等が行う施設の整備及び土木工事について、この指針の目的を踏まえて、積極的な県産木材の利用を要請する。

2 県は、市町村に対して、法第9条に規定する当該市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針の作成に努めるよう要請する。

3 県は、国又は地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この指針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。

(PR及び普及)

第9 県は、県有施設及び県施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について県民に分かりやすく示すよう努める。

2 県有施設の管理者等は、多くの県民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPR及び普及に努める。

(供給体制の整備及び情報提供)

第10 県は、品質が確保された県産木材を安定的に供給できる体制の整備に努めるとともに、県産木材利用に関する人材育成、研究及び技術の開発・普及並びに県産木材の流通及び製品等に関する情報の収集・分析・提供に努める。

2 県は、木材の供給に携わる者の取組を促進するため、法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の推進を図る。

(コスト縮減への留意)

第11 この指針の運用にあたっては、設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、適正なコスト縮減に留意する。

(適用)

第12 この指針は、平成16年4月1日から適用する。

2 この指針は、平成23年2月23日から改正する。

3 この指針は、平成31年3月15日から改正する。

別表 (木造化・木質化する県有施設)

	用途	内装の木質化を図る部分	外壁等の木質化を図る部分
公共建築物	・学校 ・福祉施設 ・医療施設 ・スポーツ・文化施設 ・公営住宅 ・庁舎・職員住宅等	・玄関ホール ・ロビー ・共用廊下 ・主要な居室	・軒(庇)、ピロティ等の雨よけがある外壁 ・軒裏及びピロティの天井
工作物	公共建築物に付属する案内板、掲示板、水槽、外柵、デッキ、パーゴラ、遊具等		